

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び日光市税条例（平成18年条例第57号）第18条の規定により公示送達します。

下記の書類は、当市役所税務課市民税係に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年8月7日

日光市長 瀬 高 哲 雄



- 1 送達する書類名 令和8年度 軽自動車税納税通知書兼領収書
- 2 送達を受けるべき者 以下名簿のとおり

No.	氏 名
1	株式会社 二荒商事
2	阿部 正和
3	飯島 一成
4	飯島 虎之介
5	石川 雅人
6	岩出 一範
7	梅澤 健太郎
8	大類 寛之
9	岡畑 穂乃香
10	尾竹 裕一
11	小野寺 英樹
12	加藤 信太郎
13	岸 太志郎
14	北村 伸次
15	木村 玲夏
16	癸生川 信行
17	小出 妙
18	小林 康久
19	小藤 知代美
20	鈴木 経寛
21	内藤 友人
22	中橋 未来

23	二木 正雄
24	春山 美和
25	藤田 忠
26	渡邊 真紀

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から7日を経過したとき書類の送達があったものとみなされます。